最終更新日：2015年9月25日

特種東海製紙株式会社
代表取締役社長　三澤　清利
問合せ先：03-3281-8581
証券コード：3708
http://www.tt-paper.co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社は、常に法令遵守を念頭に置き、グループの企業価値増大に向けた健全な経営管理を行うとともに、株主、取引先、従業員、地域社会などのステークホルダーから信頼、支持され続ける企業であるため、迅速性、効率性、透明性の高いコーポレート・ガバナンス体制の確立と、その強化、充実に努めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【原則3－1（5） 役員指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明】
個々の選任理由は社外取締役候補および社外監査役候補について下記「取締役関係および監査役関係」または株主総会招集通知参考書類に記載しておりますが、次年度以降はそれ以外の候補者についても個別の選任理由を記載する方針です。

【補充原則4－11－3】
（取締役会全体の実効性についての分析・評価結果の概要）
毎年1回取締役会機能の向上を図るため「取締役会の自己評価」として、各取締役から取締役会の構成の妥当性、審議するにあたっての資料や説明等について意見を集約し、分析するとともに結果の公開についての仕組みを構築するよう検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1－4 いわゆる政策保有株式】
（1）政策保有に関する方針
当社は、常に適正な資産レベルを模索し積極的な資産効率化策を図る意味において、特にROAを重要な指標ととらえております。
保有上場株式はROA重要視の観点から、保有コストを勘案した上での保有メリットを定量的・定性的に分析するとともに、保有先との取引状況や今後の発展性等を総合的に勘案し、定期的に年1回取締役会で保有方針を決定しております。

（2）政策保有株式に係る議決権の行使
保有株式に係る議決権の行使にあたり、議案に関しては、事象により判断基準が異なりますが、保有メリットと保有コストを勘案し、総合的判断のもと議決権を行使いたします。
総合的判断となりますが、例えば、保有メリットが保有コストに比して小さい場合は増配を提案し、3期連続の赤字決算となった場合は、取締役選任議案を否認する可能性があります。

【原則1－7 関連当事者間の取引】
当社は、関連当事者間取引の有無に関わらず、販売，購買に関する規程に基づき、適正な取引先の選定、価格の決定を行っております。また、「決裁規程」により取引金額に応じた決裁権限者を定め、権限者が取引の是非を判断しております。
毎年、関連当事者間取引の有無について、当社及び子会社の取締役及び監査役に対して文書にて確認しております。また、関連当事者間の取引実績についても、営業取引・資金貸借取引等の具体的内容を取り纏めて取締役会の承認を受けております。

【原則3－1 情報開示の充実】
（1）会社の目指すところ（経営理念等）や経営戦略、経営計画
当社は、「ユニークで存在感のある企業集団として、社会と環境に貢献する」ことを経営理念としております。
また、当社は、2014年度から2016年度を最終年度とした第三次中期経営計画を策定し『変革への挑戦、そして未来へ』を基本テーマに掲げ、推進中の成長戦略投資を回収しつつ、『新商品の開発、新規分野への進出、海外展開、他社・他産業との部分提携、基盤事業の構造改革』の5つの各個別テーマに基づいた様々な施策を実施しております。これにより、2016年度『売上高850億円、経常利益50億円』の達成を目指しております。
当社の経営理念・当社が目指す企業像・中期経営計画は、当社ホームページに掲載しております。
経営理念等　http://www.tt-paper.co.jp/company/vision.html
第三次中期経営計画　http://www.tt-paper.co.jp/ir/tth/pdf/2014/20140317_kaiji.pdf

（2）コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針
コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方につきましては、上記「基本的な考え方」に記載しております。
また、当社は、「特種東海製紙企業行動規範」を定め、企業倫理と法令順守を徹底するとともに、以下の基本方針に基づき、実効的なコーポレートガバナンスの実現に向け充実・強化させてまいります。
特種東海製紙企業行動規範　http://www.tt-paper.co.jp/company/vision.html
［コーポレートガバナンスに関する基本方針］
1．株主の権利を尊重し、平等性を確保するための環境整備を行う。
2．顧客，取引先，地域社会，従業員等の株主以外のステークホルダーから信頼・信用される良好な関係を維持・継続し、持続的な成長と中長期的な企業価値の創出を図る。
3．ステークホルダーと建設的な対話を行うため、会社情報の開示にあたっては迅速且つ正確でわかりやすい情報提供に努める。
4．取締役会の諮問機関として、社外取締役等を中心とした任意の委員会（指名委員会，報酬委員会，コンプライアンス委員会）を設置するなど、経営の監督・監査の実効性を確保する。

（3）取締役報酬決定に当っての方針と手続
取締役の報酬決定およびストックオプション制度については、下記「取締役報酬関係およびインセンティブ関係」に記載しております。

（4）役員指名の方針と手続
役員人事の透明性、公正性を確保するため取締役会諮問機関として指名委員会を設置し、社外取締役または社外監査役もしくは社外の有識者

を含む委員で構成しております。
指名委員会は株主総会に提出する取締役等の選任に関して、その適切性について審議を行い、取締役会に提案しております。指名にあたっては人格，識見，知識，経験，能力，会社に対する貢献度等の要素から総合的に判断しております。

【補充原則４－１－１】
（経営陣に対する委任の範囲とその概要）
取締役会で決議する事項は「決裁規程」において定めており、社長をはじめ各職位者についても案件の重要性、金額等に応じて決裁権限と責任の所在を明確にし、適切かつ有効な内部管理体制の構築と効率的な業務執行を図っております。

【原則４－９　独立性社外取締役の独立性判断基準及び資質】
当社の社外役員に関する独立性判断基準は、以下の基準に該当しないものといたします。
１．現在または過去10年間において、当社および当社子会社（以下、当社グループ）の業務執行者であったもの
２．当社の大株主である企業等（子会社は重要であるものに限る）に所属するものまたは業務執行者であるもの
３．当社グループの主要取引先とする企業等に所属するものまたはその業務執行者であるもの
４．当社グループを主要取引先とする企業等に所属するものまたはその業務執行者であるもの
５．当社グループから役員報酬以外に、多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント，弁護士，公認会計士，税理士であるもの
６．当社グループから多額の寄付を受けているものまたは団体に所属する業務執行者であるもの
７．当社グループの業務執行者の配偶者または2親等以内の親族であるもの
８．前各項にかかわらず、当社と利益相反関係が生じる事由が生じるもの

注 (1)業務執行者とは、業務執行取締役、執行役員及び部長格以上その他これらに準じる者をいう。
(2)大株主とは、当社の総議決権数の10%以上の議決権を直接または間接的に保有している者または団体をいう。
(3)主要取引先とは、双方グループいずれかにおいて、過去３年間に連結売上高の２%以上の支払いが発生したものをいう。
(4)多額の金銭その他の財産とは、その価額の総額が過去３年間の平均で1,000万円以上、団体の場合は連結売上高の2%を超えることをいう。
(5)多額の寄付とは、過去３年間の平均で年間1,000万円を超える寄付をいう。

【補充原則４－１１－１】
（取締役会全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方）
取締役は、人種、信条、性別を問わず、人格，識見，知識，経験，能力，会社に対する貢献度等の要素から総合的に優れた候補者を選任し、取締役会構成の多様化に配慮する。さらに、各取締役の役割・責任を明確にするため組織に応じた規模に配慮しております。
取締役の任期は1年であり、毎年、株主総会決議による選任の対象となり、取締役候補者の選任にあたっては重任・新任を問わず、取締役会諮問機関である指名委員会により、その適切性について審議し、取締役会へ提案しております。

【補充原則４－１１－２】
（取締役・監査役の兼任状況）
取締役および監査役（候補者を含む）の重要な兼職の状況については、「株主総会招集ご通知」の参考書類や事業報告等の開示書類に記載しております。
第８回定時株主総会招集ご通知　http://www.tt-paper.co.jp/ir/tth/pdf/2015/20150528_sokai.pdf

【補充原則４－１４－２】
（取締役・監査役に対するトレーニングの方針）
社外役員を含む取締役・監査役は会社事業に関する必要な知識の習得や法的動向を含む情報の更新について外部機関を含めた講習等を必要に応じて受講し、会社はその機会を支援・提供し、その費用を支出しております。
また、社外役員につきましては社内の事業推進状況を理解するため、重要な決裁資料は全て閲覧し、報告会や工場見学等に出席しております。
なお、新任役員は役割・責務の理解を深め、外部機関による講習を受講し、知識を習得しております。

【原則５－１　株主との建設的な対話に関する方針】
株主・投資家の皆さまとの対話による双方向コミュニケーションを積極的に推進し、当社グループの経営状況や運営方針を正確・迅速に開示することに努めるとともに、中長期的な企業価値の向上に取り組んでおります。
株主・投資家の皆さまのご要望を尊重し、可能な限り取締役が面談に臨むことを基本としております。具体的な窓口として、基本的には財務・IR室担当取締役が対応致しますが、代表取締役社長が自ら対応する場合や、専門性がある場合は当該取締役が対応致します。
また、プレスリリースなどを通じて情報発信する場合には、問い合わせ先を明記し、充分な対応ができるよう心掛けております。

【補充原則５－１－２】
（株主との建設的な対話を促進するための方針）
（１）株主との対話全般について、下記（２）～（５）に記載する事項を含めその統括を行い、建設的な対話が実現するように目配りを行う経営陣または取締役の指定
株主との対話全般に対しては、代表取締役社長を中心とした取締役が実施しております。統括に関しては財務・IR担当取締役が実施しております。

（２）対話を補助する社内のIR担当、経営企画、総務、財務部門等の有機的な連携のための方策
対話を補助する社内のIR担当としては、主に財務・IR室における財務企画部が担当し、財務・IR室において経理を担当する経理管理部、および経営企画，総務，法務を担当する社長室などのその他対話を補助する部門間において、定期的に協議を実施し株主・投資家の皆様との対話が効果的なものとなるよう努めます。

（３）個別面談以外の対話の手段（例えば、投資家説明会やIR活動）の充実に関する取組み
個別面談以外の対話の手段として、年2回機関投資家向け決算説明会を実施しております。この決算説明会には代表取締役社長他取締役が出席し、直接的な対話を図っております。
また、これ以外にも必要に応じて個人投資家向け決算説明会や投資家向け工場見学会の開催を検討致します。

（４）対話において把握された株主の意見・懸念の経営陣幹部や取締役会に対する適切かつ効果的なフィードバックのための方策
対話において把握された株主・投資家の皆様の意見については取締役会等にて適宜報告を行いフィードバック致します。

（５）対話に際してのインサイダー情報の管理に関する方策
適時開示規則が定める適時開示情報については、速やかに東京証券取引所のTDnetへの開示および当社ホームページへ掲載しております。また、インサイダー情報については、常時限定したメンバーによる管理の徹底を図り、対話時に際しても同様です。特に、決算情報は漏えいを防止し、公平性を確保するため、決算発表までの数週間を沈黙期間として、決算に対する問い合わせについては対応やコメント等を控えることとしております。

２．資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
三菱商事株式会社	13,800,000	8.45
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	6,733,000	4.12
株式会社静岡銀行	5,759,258	3.52
中央建物株式会社	5,501,000	3.36
新生紙パルプ商事株式会社	5,031,150	3.08
大王製紙株式会社	4,901,000	3.00
特種東海製紙取引先持株会	4,506,000	2.75
株式会社三菱東京UFJ銀行	3,714,000	2.27
王子ホールディングス株式会社	3,000,000	1.83
株式会社竹尾	2,620,695	1.60

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	パルプ・紙
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません.。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	11 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
石川達紘	弁護士											
志賀こず江	弁護士											

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
石川達紘	○	―――	一般株主と利益相反が生じる属性等は有しておりません。また、弁護士、元検事としての専門的な経験と知識を活かし法律家としての見地から意見を述べるなど独立的な判断を期待し、社外取締役の選任および独立役員として指定しております。
志賀こず江	○	―――	一般株主と利益相反が生じる属性等は有しておりません。また、弁護士、上場会社の社外役員の歴任経験による独立的な判断を期待し独立役員として指定しております。さらに、当社の社外監査役を務め当社の事業内容等に精通していることから、社外取締役として選任しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名委員会	4	2	2	1	0	1	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	報酬委員会	3	1	0	1	0	1	その他

補足説明

法定の機関とは別に、取締役会の諮問機関として半数以上が社外委員で構成される、指名委員会、報酬委員会を設置しております。
それぞれの委員会は、役員の選任・解任及び役員報酬の水準並びに体系等の適切性につき審議を行っております。
報酬委員会の委員長は、社外監査役が務めております。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社監査役会は、当社の会計監査人である有限責任 あずさ監査法人と定期的に意見交換することで相互補完関係を構築してまいります。また、当社は、「監査室」・「内部統制室」を設置し、業務活動全般に関わる方針・計画・手続きの妥当性や業務実施の有効性、法律・法令の順守状況等について内部監査体制の強化・充実を図ってまいります。当社監査役とは、相互補完関係を構築してまいります。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
大倉喜彦	他の会社の出身者												○	
上田廣美	学者													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
j　上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由

大倉喜彦	○	公益財団法人大倉文化財団の理事であり、当社は同財団に寄付を行っておりますが、過去3年間の平均額は1,000 万円を下回っており、同氏の社外役員としての独立性に影響を与えないものと判断しております。	一般株主と利益相反が生じる属性等は有しておりません。 多数の社外役員の歴任経験を含む経営者としての経験、見識に基づく独立的な意見を期待し、社外役員として選任および独立役員の指定をしております。
上田廣美	○	―――	一般株主と利益相反が生じる属性等は有しておりません。 大学における法学に関する研究活動を基に当社のコーポレート・ガバナンス体制への寄与を期待し、社外役員としての選任および独立役員の指定をしております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	4 名

その他独立役員に関する事項

独立役員の基準を充たす社外役員全員を独立役員として指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社の業績と株式価値との連動性をより一層強固なものとし、株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクまでも株主と共有することで、当社取締役の中長期に継続した業績向上と企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高めるとともに、当社監査役の適正な監査に対する意識を高めることを目的に当社の取締役及び監査役に対し、株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権を割り当てることとしております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、社外取締役、社内監査役、社外監査役

該当項目に関する補足説明

当社は、当社の取締役及び監査役に対する報酬等と当社株価や業績との連動性を高め、株価の上昇、下落によるメリット、リスクを株主と共有することにより、業績向上への意欲を一層高めることを目的として、株式1株当たりの払込金額を1円とする株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権を割り当てることとしております。

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

取締役及び監査役の報酬
平成26年度における当社の取締役及び監査役に対する役員報酬は以下の通りとなっております。
・取締役　264百万円（うち社外取締役11百万円）
・監査役　24百万円（うち社外監査役7百万円）

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

【役員の報酬等の額の決定に関する方針】
当社は、株主総会で承認された社外役員もしくは社外より招聘した有識者を含む5名以内で構成された報酬委員会を設置し、役員報酬等における適切性並びに透明性を確保することに努めております。
報酬委員会は、取締役及び監査役の役員報酬等の報酬全般について、その水準、体系及び役員個々人の金額等の適切性について審議を行っております。
なお、取締役報酬総額として年額450百万円（うち社外取締役50百万円）以内の報酬枠と別枠で新株予約権による報酬として年額75百万円（うち社外取締役3百万円）の報酬枠を当社第2回定時株主総会において承認を受け、設定しております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社長室が窓口となりサポートしております。決裁書を回覧するほか、重要な案件については個別に事前説明を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

1. 取締役会
当社は、取締役会をグループの意思決定機関とし、毎月1回の定時取締役会を開催しているほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、経営戦略策定、業務監督等に迅速に対応しております。
2. 社外取締役の役割・機能
取締役会において、社外の視点からの意見を受け取ることにより、経営者の説明責任が果たされ、経営の透明性確保が実現できるものと考えております。また、法律家としての専門的知見に基づくアドバイスを受けることにより、取締役会における適切な意思決定が可能になると考えております。
3. 内部監査及び監査役監査の状況
内部監査組織として「監査室」・「内部統制室」を設置し、予め取締役会で審議し策定した年間監査計画に基づき、関係会社を含む当社グループの監査を実施するとともに、結果については代表取締役または取締役会に報告しております。
当社の監査役は3名でその内2名は社外監査役であります。監査役は、予め監査役会において定めた監査方針・監査計画に従い、ガバナンス実施状況の監視、取締役会等の重要な会議への出席、取締役の職務執行の監査、重要な決裁書類の閲覧等を実施しております。また、社外監査役はそれぞれ独立した外部の視点からの監査を行っております。他の監査役は、社内業務に精通した立場から監査を行っており、それぞれの立場から監査の実効性を高めております。
4. 監査役の機能強化に向けた取組状況
監査役の職務を補助するために、会計監査人・監査室・内部統制室との間で意見交換を行うなど相互に連携を図り監査を実施するなどし機能強化しております。
5. 会計監査の状況
当社は、有限責任 あずさ監査法人による監査を受けております。
平成27 年3月期の会計監査を執行した公認会計士は、次のとおりです。
大谷秋洋
春山直輝
なお、監査年数が7年を超える公認会計士はおりません。
6. 任意の委員会設置状況
当社は、透明性及び公正性のある経営を図るため3つの諮問委員会を設置しております。
a. 指名委員会（4名：社外取締役、社外有識者含む　委員長：社外取締役、任期1年）
　株主総会に提出する取締役の選任及び解任に関し、その適切性について審議を行い、取締役への提案を行っております。
b. 報酬委員会（3名：社外監査役、社外取締役含む　委員長：社外監査役、任期1年）
　役員報酬等の報酬全般について、その水準、体系及び役員個々人の金額等の適切性について審議を行っております。
c. コンプライアンス委員会（3名：社外取締役含む　委員長：社外取締役、任期1年）
　法令、定款及び当社の定める規程に従い、独立してコンプライアンスに関する一切の判断を行っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、監査役制度を採用しておりますが、独立性の高い社外取締役を選任し取締役会を構成するとともに、監査役会においても独立性の高い社外監査役を選任するなどし、社外の視点を取り入れた適正な意思決定や業務執行に対する監督が担保されていると考えております。また、法定の機関とは別に、取締役会の諮問機関として半数以上が社外委員で構成される、指名委員会、報酬委員会を設置しております。それぞれの委員会は、役員の選任・解任及び役員報酬の水準並びに体系等の適切性につき審議を行っております。加えて、半数以上が社外委員で構成されるグループ全体のコンプライアンスを統括するコンプライアンス委員会を設置し、グループ内の状況把握、体制の強化を行っております。以上を理由として、当社では現状のガバナンス体制を採用しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	第8回定時株主総会の招集通知は、総会開催日の平成27年6月19日の17日前である6月2日に発送しました。
集中日を回避した株主総会の設定	集中日を回避した日程として、平成27年6月19日に第8回定時株主総会を開催しました。
その他	招集通知を第8 回定時株主総会の22 日前の平成27 年5 月28 日に当社ホームページに掲載しました。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	決算説明会を第2四半期及び期末の年2回行っております。 2014年11月28日 2015年5月28日	あり
IR資料のホームページ掲載	決算情報、決算情報以外の適時開示資料、有価証券報告書または四半期報告書、中期経営計画資料等を当社ホームページで掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	財務・IR室	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	グループ企業行動規範で規定しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	環境マネジメントシステムの継続的改善を図るなど、当社環境方針を策定し、継続的な環境保全活動を推進しております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1. 当社の取締役・使用人及び当社子会社の取締役等の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制
（会社法第362 条第4 項第6 号、会社法施行規則第100 条第1 項第4 号、第100 条第1 項第5 号ニ）
(1) 当社は、取締役・使用人及び当社子会社の取締役等が、経営理念、法令、社内規程及び社会通念等を遵守した行動をとるための規範や行動基準として、「特種東海製紙グループ企業行動規範」を定める。
(2) 当社及び当社子会社の取締役は、継続的なコンプライアンス教育の実施等により、使用人に対し、法令、定款及び「特種東海製紙グループ企業行動規範」その他コンプライアンス体制にかかる社内規程の遵守を徹底させる。
(3) コンプライアンス体制の充実・強化を推進するため、社外役員を中心として構成されるコンプライアンス委員会を設置する。さらに当社及び当社子会社の役職員がコンプライアンス委員会に直接通報することができるグループ内部通報制度を整備する。
(4) これらの推進については、「社長室」において実施する。また、代表取締役に直属する部署として、内部監査を実施する「監査室」・「内部統制室」を設置し、「監査室」・「内部統制室」は、コンプライアンスをはじめとする内部統制体制のモニタリングを実施するとともに、その結果を「取締役会」及び「監査役会」に報告することにより内部統制推進を図る。

2. 取締役の職務の執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制
（会社法施行規則第１００条第１項第１号）
当社は、取締役会の議事録、稟議書、契約書等の作成・保存・管理を定めた「文書管理規程」に基づき各文書を管理する。

3. 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
（会社法施行規則第100 条第1 項第2 号、第100 条第1 項第5 号ロ）
(1) 当社は、「リスク管理規程」に基づき、常勤取締役をメンバーとしたリスク管理委員会が当社及び当社子会社のリスク管理体制を構築する責任と権限を有し、全体のリスクを網羅的・総括的に管理するとともに、リスクカテゴリー毎の管理運営は、主管部門を定め、主管部門の指示により当社及び当社子会社における担当部門が行う。
(2) リスクカテゴリー毎の責任者（部署）は、該当リスクの発生を未然に防止するための手続き、リスクの管理、リスクが発生した場合の対処方法等の体制整備を行う。
(3) 監査室・内部統制室は、定期的に業務監査実施項目及び実施方法を検討し、監査実施項目が適切であるかどうかを確認し、必要があれば、監査方法の改訂を行う。
(4) 監査室・内部統制室の監査により法令・定款違反その他の事由に基づき損失の危険のある業務執行行為が発見された場合には、その危険内容及びそれがもたらす損失の程度等について直ちに取締役会及び担当部署に通報される体制を構築する。
(5) 経営に大きな影響を与える危機が発生した場合には、「リスク管理規程」に基づき社長を本部長とする対策本部を設置し、迅速な対応を行い損害の拡大を防止し、これを最小限に止める体制を整える。

4. 当社及び当社子会社取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
（会社法施行規則第100 条第1 項第3 号、第100 条第1 項第5 号ハ）
(1) 当社は、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するために、取締役会を月1 回（定時）開催するほか、必要に応じて臨時に開催する。
(2) また、業務執行上の課題解決、業務改善の進捗・効果確認、意思統一を目的とした「執行役員会」を月1 回開催し、当社の部門及び子会社各社の業務遂行状況・業務報告を行う。さらに経営上の重要課題を審議する「常務会」及び経営課題等について情報の共有化を図る「Board Meeting」を適宜開催する。
(3) 当社及び当社子会社は、3 事業年度を期間とするグループ中期経営計画を策定しており、計画達成に向け、当社の部門及び子会社各社の計数管理と施策の進捗を管理している。

5. 当社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
（会社法施行規則第100 条第1 項第5 号）
(1) 当社グループに共通の「特種東海製紙グループ行動規範」を定め、グループの取締役・従業員一体となった遵法意識の醸成を図る。
(2) 当社は、子会社に法令及び定款を遵守した会社経営を行うことを定めた「グループ会社管理規程」に従い、子会社の適切な経営管理を行う。

6. 当社子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
（会社法施行規則第100 条第1 項第5 号イ）
(1) 当社が定める「グループ会社管理規程」において定期的又は重要度に応じては都度の報告を義務付けており、必要に応じては社長もしくは取締役会での報告を定めている。
(2) グループ会社管理規程では当社及び当社子会社におけるリスクの状況等リスク管理上必要な事項について定期的又は都度報告することを定めている。
(3) 当社は、3 か月に1 回、当社及び当社子会社の社長が出席する「特種東海製紙グループ社長会」を開催し、当社子会社の経営状況を報告している。

7. 監査役の職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人及びその使用人の取締役からの独立性並びにその使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
（会社法施行規則第100 条第3 項第1 号、第100 条第3 項第2 号、第100 条第3 項第3 号）
(1) 当社は、監査役の職務を補助すべき使用人を業務執行部門と兼務で置き、監査役が監査業務に必要な事項を命令することができるものとする。
(2) 当該職員が監査役の指揮により監査業務に従事している場合、その監査業務に関して取締役及び所属長等の指揮命令を受けないものとする。
(3) 当該職員の人事異動は、監査役会の同意を得なければならないものとする。

8. 当社取締役・使用人および当社子会社の取締役・監査役等・使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社監査役に報告をするための体制
（会社法施行規則第100 条第3 項第4 号イ、第100 条第3 項第4 号ロ）
(1) 当社及び当社子会社の役職員は、法令等の違反行為などにより当社又は当社子会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実があることを発見したときは、法令に従い、直ちに監査役に報告することとする。
(2) 監査役は、取締役会の他、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するために重要な会議に出席するとともに、主要な協議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役又は使用人にその説明を求めることとする。
(3) 当社のコンプライアンス委員会を通報窓口とするグループ内部通報制度はコンプライアンス委員会が当社監査役を委員として構成することから、タイムリーに通報状況を掌握する。

9. 監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制
（会社法施行規則第100 条第3 項第5 号）

当社は、当社及び当社子会社を対象とした「公益通報者保護規程」を定め、内部通報者に対して通報したことを理由に、いかなる不利益な取扱いも禁止し、不利益な取扱いや嫌がらせ等を行った者がいた場合には、就業規則に従って処分を課すことを定めている。

10. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
（会社法施行規則第100 条第3 項第6 号）
当社は、監査役の職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、毎年、一定額の予算を設ける。

11. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
（会社法施行規則第100 条第3 項第7 号）
(1) 代表取締役と監査役は定期的に会議を開催し、代表取締役の経営方針、会社が対処すべき課題、会社を取り巻くリスク、監査役監査の環境整備、監査上の課題等について意見交換を行う。
(2) 監査役は効率的な監査を実施するため、定期的に当社の会計監査人と意見交換を行う。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(1)当社は、市民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切関係を持たず、不当な要求に対しては、毅然とした態度でこれを拒絶し、法的手段によりこれを解決する。
(2)反社会的勢力排除に向けた体制としては、社長室を対応部署とし、日頃より警察、弁護士等の外部の専門機関との連絡を密にし、有事には社長室が中心となって外部の専門機関と連携しながら対応する。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

当社は、現在特記すべき敵対的買収に対する防衛策の導入を予定しておりません。今後につきましては、当社を取り巻く状況等を勘案しながら、防衛策導入の有無を検討してまいります。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

【適時開示体制の概要】
当社は、投資者の投資判断に重要な影響を与える会社情報について適時かつ適切な開示について真摯な姿勢で臨むため、会社情報の開示や取扱いに関する社内規程を整備しており、「東証適時開示規則」が定める「適時開示」に関わる留意事項や社内手続きについて規定しております。

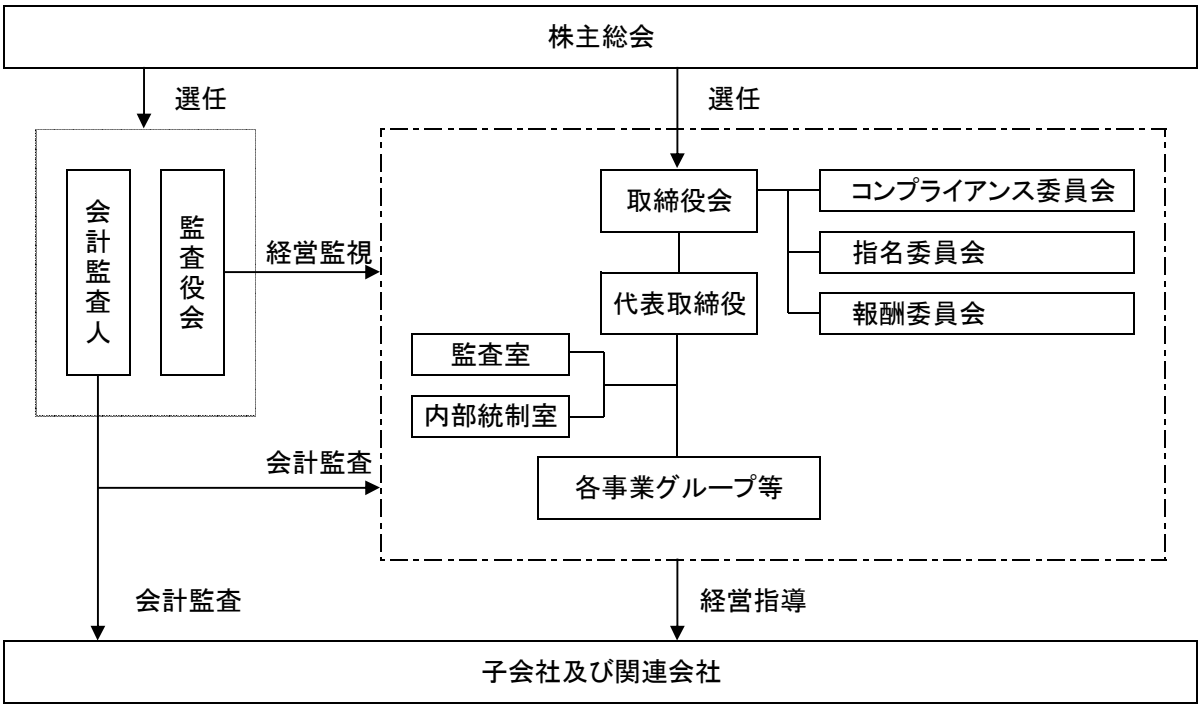
株主総会
選任
選任
会計監査人
監査役会
経営監視
取締役会
コンプライアンス委員会
指名委員会
報酬委員会
代表取締役
監査室
内部統制室
各事業グループ等
会計監査
会計監査
経営指導
子会社及び関連会社